第七条第十一号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第九条中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　小児集中治療室

第十一条第二号ホ中「神経磁気診断」を「脳磁図」に改め、同号ト中「頸部」を「頸部（けい）」に、「剥離」を「剝離」に改め、同号ワ及びカ中「脳動脈瘤」を「脳動脈瘤（りゅう）」に改め、同条第五号チ及びリ中「副鼻腔」を「副鼻腔（くう）」に改め、同条第六号ニ中「胸腔鏡」を「胸腔鏡（くう）」に改め、同条第七号中「腹腔鏡」を「腹腔鏡（くう）」に改め、同条第八号中「膵臓」を「膵臓（すい）」に改め、同号チ中「腹腔鏡」を「腹腔鏡（くう）」に改め、同号ルからワまで中「膵悪性」を「膵悪性（すい）」に改め、同条第九号ヲ中「大動脈瘤」を「大動脈瘤（りゅう）」に改め、同号ワ中「下肢静脈瘤」を「下肢静脈瘤（りゅう）」に改め、同条第十号ロ中「膀胱鏡」を「膀胱鏡（ぼうこう）」に改め、同号ヌ及びル中「膀胱」を「膀胱（ぼうこう）」に改め、同号ワ及び同条第十二号ニ中「腹腔鏡」を「腹腔鏡（くう）」に改め、同条第十五号チ中「臍帯血」を「臍帯血（さい）」に改め、同条第十七号中チをリとし、同号に次のように加える。

ヌ　がん患者リハビリテーション

ル　認知症患者リハビリテーション

第十一条第十七号中トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　廃用症候群リハビリテーション

第十一条第二十号イ中「疼痛」を「疼痛（とう）」に改め、同条第二十一号中ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　粒子線治療

第十一条第二十二号ヘ中「又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影」を「、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影」に改め、同条第二十四号ホ中「障害者」を「著しく歯科診療が困難な者」に改め、同条第二十五号中「口腔」を「口腔（くう）」に改め、同条第二十六号ロ中「鍼灸」を「鍼灸（しんきゅう）」に改める。

第十二条第一号ロ中「腋臭症」を「腋臭（えき）症」に改め、同号ヲを同号ワとし、同号ル中「結腸」を「大腸」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号ヌ中「胃・十二指腸」を「胃、十二指腸」に改め、同号ヌを同号ルとし、同号中リを削り、チをヌとし、同号ト中「狭窄」を「狭窄（さく）」に改め、同号中トをリとし、ヘをチとし、ホをトとし、ニをホとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　関節鏡下手根管開放手術

第十二条第一号ハの次に次のように加える。

ニ　関節鏡下半月板切除術

第十二条第二号イ中「関節鼠」を「関節鼠（ねずみ）」に改め、同号中ワ及びカを削り、ヲをカとし、ルをワとし、同号ヌ中「痔核」を「痔核（じ）」に改め、「手術」の下に「（脱肛（こう）を含む。）」を加え、同号ヌを同号ヲとし、同号リ中「腹腔鏡」を「腹腔鏡（くう）」に改め、同号リを同号ルとし、同号チ中「腹腔鏡」を「腹腔鏡（くう）」に改め、同号チを同号ヌとし、同号中トを削り、ヘをリとし、ホをトとし、トの次に次のように加える。

チ　顎下腺摘出術

第十二条第二号ニを削り、同号ハ中「靱帯」を「靭帯（じん）」に改め、同号中ハをホとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　関節鏡下靭帯断裂縫合手術

第十二条第二号中ロをハとし、ハの次に次のように加える。

ニ　関節鏡下半月板縫合術

第十二条第二号イの次に次のように加える。

ロ　関節鏡下関節鼠（ねずみ）摘出手術

第十二条に次の一号を加える。

三　四泊五日手術

イ　腋臭症手術

ロ　関節鏡下手根管開放手術

ハ　胸腔鏡下交感神経節切除術

ニ　水晶体再建術

ホ　乳腺腫瘍摘出術

ヘ　経皮的シャント拡張術・血栓除去術

ト　下肢静脈瘤（りゅう）手術

チ　ヘルニア手術

リ　腹腔鏡下鼠径（そけい）ヘルニア手術

ヌ　内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術

ル　痔核（じ）手術（脱肛（こう）を含む。）

ヲ　体外衝撃波腎・尿管結石破砕術

ワ　子宮頸部（けい）（膣部（ちつ））切除術

カ　子宮鏡下子宮筋腫摘出術

第十三条第二号中「百日咳」を「百日せき」に改め、同条中第二十二号を第二十三号とし、同条に次の一号を加える。

二十四　髄膜炎菌感染症の予防接種

第十三条中第二十一号を削り、第二十号を第二十二号とし、第十六号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号を削り、第十四号を第十七号とし、第十三号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　成人の肺炎球菌感染症の予防接種

第十三条中第十二号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　水痘の予防接種

第十三条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　破傷風の予防接種

第十四条第一号中カをナとし、同号に次のように加える。

ラ　訪問歯科衛生指導

ム　歯科疾患在宅療養管理

ウ　在宅患者歯科治療総合医療管理

ヰ　在宅患者訪問口腔（くう）リハビリテーション指導管理

第十四条第一号中ワをタとし、タの次に次のように加える。

レ　在宅患者連携指導

ソ　在宅患者緊急時等カンファレンス

ツ　在宅患者共同診療

ネ　在宅患者訪問褥瘡（じょくそう）管理指導

第十四条第一号中ヲをヨとし、ルをワとし、ワの次に次のように加える。

カ　介護職員等喀痰（かくたん）吸引等指示

第十四条第一号中ヌをヲとし、リをルとし、チをリとし、リの次に次のように加える。

ヌ　同一建物居住者訪問看護・指導

第十四条第一号中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　施設入居時等医学総合管理